

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会(第7回)
議事録

1 日 時: 平成 23 年 10 月 27 日(木) 16 時～18 時

2 場 所: 総務省地下2階 第1・2・3会議室

3 出席者:

(1) 委員

山内主査、酒井主査代理、清原委員、関口委員、舟田委員、吉川委員

(2) 総務省

安藤総務課長、原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、木村事業政策課調査官、富岡事業政策課課長補佐、大内事業政策課課長補佐、安東料金サービス課課長補佐、中村料金サービス課課長補佐

4 模 様:

山内主査) 本日は、皆様お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻でございますので、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会の第7回目の会合を開催いたします。本日、冒頭のみカメラ撮りをしているということですので、御了承願いたいと思います。

さて、本日の議題ですが、前回の骨子案の議論を踏まえ、事務局で報告書の案を取りまとめていただきました。これを皆さんのところに配付しております。11月1日の電気通信事業政策部会へ示す報告書について、今回で一定の取りまとめを行いたいと思っておりますので、本日も、皆様の活発な御議論をお願いしたいと思います。それでは、早速でございますけれども、事務局から報告書(案)の説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

<資料7-1に基づき事務局から説明>

山内主査) どうもありがとうございました。それでは、ただ今ご説明いただきました内容につきまして、議論したいと思います。御意見、あるいは御質問等ございましたら、挙手の上、御発言願いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

舟田委員) まず前半のNGNですが、NGN発足前から長らく議論してきて、今回、こういう形で明確な制度の方向性が少し出てきたのだと私は考えています。もちろんNTTさんからは、NGNというのは新しいネットワークなのだから、ほかの事業者と競争的に存在し得るのだという意見があります。したがって、従来の規制は適用されるべきではない、従来の規制の枠組みとは違ったものになるべきだという考え方も論理的にはあり得るし、この報告書でもNTTさんの側の考え方はきちんと示されていると思います。

しかし、NTTの不可欠設備であるアクセス網を利用して、現在競争的に事業を営んでいるキャリアも数多くあるわけで、そういうことも踏まえ、競争政策の観点からは、少なくとも当面の間、特にアクセス回線部分については、ここに提案されているような考え方をとるべきではないかと思います。

例えば、11 ページ、12 ページに、オープン化の在り方について提案が1つあって、現在、ISP接続などがぶつ切りサービスになっているわけですが、それについてはいろいろな提案があるということが書かれています。12 ページの中央に、「以上を踏まえ」ということで、「収容局接続機能については、接続設定単位の多様化等の必要なオープン化について検討を行うことが適当である。」とあり、ここはほかのところでも議論されているところですが、その後、「また、接続事業者が示されている代替案については、NGNにおいて競争環境を整備し、ブロードバンド普及促進を目指す観点からは、異なるアプローチを採ることも有効」だということなので、内容的には私もこれで結構ではないかと思います。

ただ、もし理解が違っていたら教えていただきたいのですが、「ブロードバンド普及促進を目指す観点からは、異なるアプローチを採ることも有効」。この異なるというのは何と異なるということなのでしょう。

安東課長補佐) 資料の10 ページになりますが、「収容局接続機能のオープン化」という項目の中でできた代替的な提案として、フレッツサービスのアンバンドルということが挙げられておりますことを踏まえ、「収容局接続機能そのもののオープン化とは

異なるアプローチ」とさせていただいております。

舟田委員) そうですか。異なるアプローチというのは、具体的な例えとしては、フレッツ光サービスのアンバンドルということですね。

安東課長補佐) はい、そうです。

舟田委員) そういう理解なら、それで結構だと思います。NGNについてはもう一つ、17ページにONUのことが記載されています。私はこの点については従来あまり知らなかったところで、今回初めて問題があるということを知ったのですが、端末開放以来、ユーザが自分でさまざまな機器等を調達して設定するということは、それが1つの競争を促進することにもなるということで、これは大変結構なことだと思います。ですので、18 ページ「技術的課題の整理など、必要な検討を行うことが適当である。」ということで、前向きに検討しましょうということですが、これについて具体的な受け皿はあるのでしょうか。あるいは、既に具体的にどこでどのように検討するか、決まっているのでしょうか。要するに、この話はほかでも出ている話なのか、ここで初めて出たのか、状況を教えていただきたいのですが。

安東課長補佐) このような考え方自体は以前から存在するのですが、答申等で整理させていただいたのは、今回が初めてです。

舟田委員) 初めてですか。

安東課長補佐) この点に関しましては、本委員会におきましてもかつて技術的課題など、酒井先生からの御指摘などございましたので、まずは事業者との関係でどういところが課題かを整理して、その上でどういうことができるかということ整理し、進めてまいりたいと思っております。

山内主査) よろしいですか。

舟田委員) ここで切りましょうか。モバイルは後でまた発言させていただきます。

山内主査) では、そういたしますでしょうか。では、最初のNGNのオープン化によるサービス競争の促進のところで、何か皆さんほかに御意見ございますか。あるいは、御質問でも結構です。技術的などところについても、酒井先生、御意見があれば伺いたいと思っております。

酒井主査代理) それでは。今、舟田先生が説明されたONUですとか、そういったところについては確かにどこで検討するかということは書いてないのですが、課題が明確にある程度ありますので、それは解決できるのかどうかということだと思いま

す。確かにどこで検討するのでしょうか。

安東課長補佐) まず、要望された事業者ないしは関係する事業者からこの要望に関する課題などを聴取しています。その上で、技術的な取れんを図るべき課題であれば、まずしかるべき場所を選定して、そこでの検討へ委ねるということをございます。前回及び前々回に酒井先生から課題に関する御発言がございましたので、それ以外にもあるのかどうかということについて整理をさせていただいた上で、検討の適当な場所を、少し考えさせていただきたいと思っております。

酒井主査代理) それともう1点、書き方はこれで別に構わないと思いますが、前からあるアンバンドルの具体的内容を、技術的に可能である、過度に経済的な負担がないことに留意ということになっています。経済的な負担ということにつきましては、将来、コストを接続料から回収できるなら、それは当然経済的な負担があるとは言えないと思います。そうすると、経済的な負担があるというのは接続料から回収できない接続に関するコストということですよ。ということは、結局NTTが接続料から回収できないのだとすると、最後はNTTのサービス利用者が負担するということになってしまうわけですね、等価的に。

安東課長補佐) そうです。設備を設置して、その機能をアンバンドルしましたが、誰も使わないということになった場合、投資コストという部分が残りますので、そのコストの回収については、おそらくNTT自身の事業の中で回収を図ることとなり、場合によってはユーザへも影響が及ぶことがあり得ると考えられます。

酒井主査代理) 要するに、最後は負担できる人はユーザだけで、料金しかないはずなので。そういう意味からすると、結局中身の解釈としては、接続の方できちんと回収できるものは構わないだろうと。ただ、ほかのNTTサービスの利用者の利用料金が大幅に上がるようなことになったら大変だから、そうならないことが条件だと、そう解釈すればよろしいですね。

安東課長補佐) アンバンドルの目的・効果に関しましては、多様なサービスを提供する、多様な接続ということがまず基本で、使われないというよりは、使うニーズをうまく実現していくために、NGNの段階的発展に応じたアンバンドルの考え方の整理をおこなっていくということをございます。ひとまず3つの整理を踏まえまして、アンバンドル機能を切り出し、それをどう生かしていくかを考えてまいりたいと思っております。

酒井主査代理) わかりました。大体結構です。

山内主査) よろしいですか。今の論点は要するに、最終的には総合的な費用対効果のようなものですね。

酒井主査代理) そうです。

安東課長補佐) 一口にコストの話をしてしまうと、例えば、接続委員会において議論させていただいております光ファイバの関係もそうですけれども、そのコストがそのままある機能をつくる時に適切な額かどうか、そういう入り口の議論もごさいます。次に、それを行った上で、こういう機能でアンバンドルにしていくという結果が、その先に、先生がおっしゃったように使われなかった場合とか、そういうときにユーザに最終的に影響を及ぼすかという点もあります。このため、まず、まず「入り口」で、のアンバンドルする機能にはどういう内容が必要なのかというところを検討する中で、費用対効果と申しますか、必要な機能に基づくコストの適正性といった点をはっきり出すというところをはかってまいりたいと思います。

山内主査) なるほど。要するに、誰が負担するかという意味での適切性のようなことですか。

安東課長補佐) そうです。

山内主査) そもそも、必要かどうかという意味での適切性でしょうか。

安東課長補佐) はい。そこに何千億円必要ですという話、何百億円でいいですという話のときに、こういう機能を実現する場合に、どこまでそういう開発が必要なのかというようなことについて、今、接続委員会の中でも少し議論が始まろうとしているのですが、まず「入り口」論として、ある機能をアンバンドルする場合に、どういう開発が必要でありどういうコストが必要になりますかというところをうまく整理する中で、その後使われなかった場合とか、ユーザへの影響とかというところを段階的に考えていくことになろうかと思います。まず「入り口」としては、何があるべき機能か、何が適正なコストかというところかなと思っております。

舟田委員) この点は、前に発言したかもしれませんが、昔から議論されている点で、接続事業者がああしてくれ、こうしてくれといろいろな要求をしてきて、NTTさんがそれに応じて設備を設置したところ、全然使わないとなった場合、結局そのコストはNTTのユーザが支払うことになり、それはいいのかという問題があるわけです。では、最初に接続事業者が要望を出すときに、例えば、来年はどれだけ使うと

というような約束をするのか。それも接続事業者にとって厳しいことです。将来のことですし、接続事業者にとってもどれだけユーザがつくかということにかかわってきます。ですから、「適切に回収できる場合には」というのは、将来適切に回収できると合理的に推測されるとか、そのように私は読んだのですが、そういうことでよろしいですか。

安東課長補佐) そうですね、回収の概念が合理的かというのはなかなかケース・バイ・ケースでございますし、一概に言いづらいところでございますけれども、一般の回収の可能性を例示として2つ書かせていただきましたように、回収の可能性も示唆させていただいているところではございます。また、今の接続委員会の光ファイバの審議の方でもまさに、要望している側と要望される側が歩み寄って、実際に使えるようなものをつくるというような前向きな議論も必要ではないかというような御議論がなされているところではございまして、使わなかった場合よりも、むしろ使っている機能をどう考えればいいのかというアプローチで議論がなされていると理解しております。

山内主査) よろしいですか。そのほかにいかがでしょうか。

舟田委員) もう1点、最後のところで、33 ページです。これは関口さんがおっしゃっていたところですが、固定発携帯着という10年前からの議論があります。現在は少しは改善しているのですが、やはり割高です。34 ページ、最後の着地点ですけれども、「現状の料金の設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当と考えられる」。これは関口さんもそうでしょうけれども、私も、もう少し前向きに書けないかなと思っています。つまり、現在の料金決定の仕方は、事業者にとってはそう悪くないシステムなのかもしれないわけですよ。

しかし、ユーザにとっては非常にわかりにくい、不利益になりかねない料金決定システムということになります。ユーザがよく知らない、あるいはユーザの選択という意味で非常にわかりにくい制度ということですので。

それから、競争原理がうまく働きにくい。通常、着信料が安いという理由で顧客を引きつけるということではなくて、発信する際の料金が安いということで顧客を引きつけるわけですから。着信料金が安いですよと言われても、消費者が何のことかわからない。そういう意味では、制度的な問題とすべきかなと、前から思っておりました。そういうことで、前の報告書でも、発信事業者側が設定を行った方が、競争原理と

しては非常に素直だというようになっていると思うので、その点が直っていないという意味では、もう少し踏み込んで書けないかなというような気持ちです。もう少し何か書けませんか。

山内主査) この点について、ほかの委員の方はいかがですか。関口さん、いかがですか。

関口委員) 舟田委員のおっしゃるとおりです。ただ、ユーザ料金ということもあるので、いきなりその決着に踏み込むかどうかについては、一段落置いたということなのだろうと理解しています。踏み込んで書けるのであれば、そこまで書いてしまえばと思います。このような書きぶりに関係事業者間の協議という形で適切な水準に料金が落ちていくということであれば、それはそれでいいかなとは思っています。少し様子を見ていくということも可能かなとは思っております。

山内主査) ほかの皆さんはいかがですか。特にないようでしたら、事務局と相談させていただくということにさせていただきます。

舟田委員) はい、わかりました。

山内主査) そのほか、モバイルの話についてはどうでしょうか。第2章、モバイル市場の競争促進について、前回、少し意見が出て、事務局の方でも修正していただいたという経緯がございますが、いかがでございましょうか。

舟田委員) よろしいですか。今、主査からお話があったように、大分修正していただいたので、大変結構だと思っています。例えば、48 ページの(ウ) 考え方。「NTTドコモの市場シェア等を考慮すれば、例えば同社とその関係事業者等との排他的な提携を」、前は少し違ったような気がしますが、この記載だと非常にはっきりわかります。先ほど脚注のご説明をいただきましたけれども、この禁止行為規制が市場支配的な事業者の競争阻害的な行為を規制するという意味ですから、そこがはっきりしたので結構だと思います。

欲を言えば、「例えば」となっているので、これ以外もやはり規制するのだなということになっているのですが、思いつきですが、「特に」と記載することはできませんか。つまり、禁止行為は、例えば排他的な提携については、主として同社とその関係事業者間との排他的な提携が問題になるのであって、それ以外のものであれば、むしろ私は原則問題ないのではないかと思います。そういうふうに読めるというならそれでも結構です。前回の発言と同じことなので、あまり繰り返しません、そういうふ

うに読みたい、あるいはお考えいただきたいということです。

それから、48 ページの下の段もきちんと書いていただきました。これはまさにこのとおりで、不当性のことをきちんと書いていただいたので、これで結構だと思います。

それから、53 ページから記載のあるダムパイプ化のことで、54 ページで、これは私の発言で直していただいたのではないかと思います。日本と外国では明らかに接続義務の有無という点で違いがある。日本はある意味で、世界で一番接続義務の厳しいといえますか、MVNOに対するオープン性が高い国でありますので、このように留意する必要があるということを書いていただいて結構だと思います。

その次のところもそのとおりで、「インフラを構築するMNOに対して適正なリターンを確保しつつ」云々ということです。ここも前回お話ししたことですが、ただ、少し細かいことですが、「適正なリターンを確保する」というのは、競争市場のシステムとしてはあまりよくない表現です。電力料金のように、総括原価主義をとって、電力料金のようにリターンは8%確保しますというのととはまた違うので。例えば、ここで言っているのは、MNOの投資インセンティブなり開発インセンティブを十分反映するような仕組みだと思うのです。そうでないと、MNOが全部自分で投資し、あるいは技術開発し、しかしMNOが顧客に対し非常に安い料金で提供して持っていかれてしまう。それはよくない。それはわかります。制度的にはリターンを確保する仕組みになっていないものですから、少しここはご検討いただければと思います。内容的には賛成ということでもあります。以上です。

山内主査) ありがとうございます。今、2点ご指摘がございましたが、特にこの点について御意見のある方はいらっしゃいますか。どうぞ。

吉川委員) 舟田先生がおっしゃった点について、事務局の方がいろいろバージョンアップしていただいて、私もほとんどこのような感じでいいと思っているのですが、少し48 ページの禁止行為規制だけは、まだ私の理解が追いつかないところがあります。今回、技術開発等というのも入っているのですが、一方で44 ページで、この図表の部分、規制事項で、「他の電気通信設備、製造事業者、販売者に対して不当な規律・干渉を行うこと」とあります。例えば、あるメーカーさんと共同で技術開発を行うということは、これは別に構わないと解釈してよろしいのですか。排他性については、どこまでをもって排他性というかというのは難しいと思うのですが、あるジョイントベンチャーをつくって共同で研究開発します。こういうのは大丈夫なのですか。

大内課長補佐) ええ、この点については、当然ながらケース・バイ・ケースで判断するということになると思うのですが、不当性というものがやはりここでも鍵になると思っております。合理的な範囲内で業務提携等する場合には構わないと一般的には解される中で、例えば、合理的な条件なく、グループ会社を介した提携ですとか、もしくは自己の市場支配力をもとにした形で、それを濫用する形で不当な圧力をかけ、干渉を行うような場合には、それは当然ながら禁止行為の射程に入ってくると思いますので、この不当性という点にかんがみて、ケース・バイ・ケースではございますけれども、合理的な判断を下していく必要があるのだろうと考えております。

吉川委員) これは舟田先生に教えていただきたいのですが、不当性というのは、何か基準があるのでしょうか。

舟田委員) 非常に広い意味でしようけれども、この条項、不当な規律・干渉が生まれた経緯ははっきりしていて、NTTドコモさんがメーカーと共同開発したことです。当時はiモードをこれからつくろうということで、メーカーと共同開発したわけです。そこではもちろん知的財産権が発生し、多くはメーカーが取得するのですが、ドコモさんが取得するものがある。したがって、例えば、auさんがそれを見て、ドコモとメーカーが共同開発した技術を自分にライセンスしてもらいたい、ドコモと同じようにやりたいという場合に、ドコモの意向に従ってメーカーがライセンスを拒絶する。それはドコモさんとの共同開発ですから、auさんには渡しませんということです。

具体的には、3カ月なり6カ月遅れてライセンスを出しましょうということで、これについてはいろいろな議論があって、公取は結局、警告にとどめました。独禁法違反とまでは言わなかったのですが、しかしそれは、メーカー間の競争、ひいては端末の機能ですから、移動通信事業者間の競争にも影響を与えるわけです。そういう意味で、競争上、本来はある程度自由に技術開発を認め、しかし、競争を阻害するような不当な規律・干渉は規制して、技術開発のその成果は皆が享受するということでどうかということです。

これも少し議論があるところで、共同開発したのだから、先行した利益を享受するのは当然だという反論があり得る。けれども、とにかくここで言っている不当な規律・干渉の意味はそういうことであると思います。

吉川委員) ありがとうございます。

酒井主査代理) すみません、私はよくわからなかったのですが、今の解釈だとすると、

例として実名を出して恐縮ですが、例えば、禁止行為規制のかかっていないKDDIはそれをやってもいいわけなのですか。

関口委員) 逆はいいということでしょう。

酒井主査代理) KDDIがそういう形でどこかのメーカーと共同開発をして、それを絶対に他の事業者にライセンスを渡さないとなったら。

舟田委員) ですから、それはもっぱら当時の、そのときの具体的な状況に係ることで、一律には言えないと思います。そういうこともあって、公取も違反とまでは言い切れなかったのも、おそらく当時のドコモも、自分たちは独禁法違反ではないと信じている。意見としては両方あり得るところです。しかし、先行した利益もある程度までしか認めるべきでないという議論もあります。しかも、とくにトップのキャリアがそのことによって他社を引き離すということがあったものですから、余計競争に対する影響が強かった。auがやると、それは逆に追いつくことになりますから、競争上はいいということになるのかもしれませんが。しかし、メーカー間のレベルではまたちょっと別にあるので、非常に複雑な判断を要するのではないのでしょうか。

山内主査) もとに戻ると、44 ページのところと 48 ページのところ、今のご説明の中で、吉川さんの御意見はどうなりますでしょうか。

吉川委員) その意味で言うと、NGNとモバイルの、今回の表現の違いで申し上げると、NGNのところは次の議論の受け皿がはっきりしていて、接続委員会と記載していただいているのですが、モバイルの方は、結構積み残しがありますが、この議論をどこでどういう形でやるのかということが書いてないように思えたので、例えば、禁止行為の具体的なガイドラインの見直しとか、それから、MVNOもそうですが、受け皿が次、どうなるのでしょうか。我々はずっとこれを延々やるのか。もうそろそろ勘弁してほしいというのがあるのですが、どういう受け皿が待っているのかというのを、記述できるものは記述した方がいいのではないかと考えています。

関口委員) 私が答えることではないのですが、これはガイドラインレベルでしょう。どちらもここから下のブレークダウンのところは、ガイドラインレベルでの記載の整合性をとったりということになるから、事務局にお任せという形で私は理解していたのですが、いかがでしょうか。

富岡課長補佐) そうです。例えば二種指定設備制度の閾値の見直しといった点については省令事項となっておりますので、この点を改正するということになると、や

はり同様に接続委員会で御議論いただくということになりますが、ガイドラインのレベルの見直しであれば、基本的には審議会にお諮りしてということではなく、総務省で進めつつ、ただし、パブリックコメントなどを実施し、手続の適正性は確保しながら進めていくということを考えております。

山内主査) よろしいですか。そのほかに。どうぞ。

清原委員) 事務局でガイドラインの見直しを進めていく際、禁止行為規制では何ができ、何ができないのか、ホワイトリストとブラックリストのような明確化ができるのであれば、親切かなという感じはしています。

山内主査) そういう御意見ということよろしいですか。

清原委員) はい。

山内主査) ほかにいかがでしょうか。

関口委員) MVNOガイドラインのところ、52 ページの感想めいた確認です。7、8行目のところ、接続拒否事由の明確化をMVNO事業ガイドライン等でもう1回整理するという書きぶりなのですが、その前のところの「モバイル市場の発展という趣旨にそぐわない態様での接続請求が行われるおそれが指摘されている」というところ、ここは直接的には 50 ページの主な意見のところの、NTTドコモからの反社会的行為の意図のところと直接的には関係してくるのだろうと思っています。

ただ、接続事由でいうと、固定のケースでも一緒だったのですが、自社のネットワーク維持に支障が生じるような場合は立証すれば拒否に当たるということも法 33 条では規定しています。むしろ今回の報告書の中では、スマートフォン等の急速な普及によって、周波数が足りなくなるのではないかと、逼迫してくるのではないかとというような、そちらの方にむしろ表現のウエートがいて、事によると、MVNOがヘビーユーザを抱えてやってきて、MNOのキャパシティを超えてしまうようなリスクが発生するというような場合も、もしかしたらあり得るのかなと思います。可能性としては、ただ、考えられないことではないかと考えると、モバイル市場の発展という趣旨にそぐわない対応ということに、両方含まれているかもしれないということについて、確認をしたかったということです。

山内主査) 事務局、いかがですか。

安東課長補佐) この3月から諮問を行っております情報通信審議会の枠組みの中で、NOI、ヒアリングなどを通じて提出されたものが、この 50 ページの主な意見で

ございます。こちらにおいては、関口先生がおっしゃるような反社会的というような関係での接続義務の事由なのかという御意見が出ております。ご指摘のスマートフォンのヘビーユーザを連れてくるというケースに関しては、今ご指摘を受け取り、審議会のこの文脈の中ではなかなか顕在化したお話としては聞いておりませんが、今後、拒否事由の明確化を図るときにどういうことがあるのか、既存の累次の解釈を整理する中で、頭の整理をしていかなければいけない部分はあるかと思えます。しかし、この審議会の文脈の中では、反社会的というところが明確に示されているというところでございます。

関口委員) この書きぶりは、別に特に書き込むことまでお願いしているというわけでもなくて、いずれそういったことについても、接続拒否事由の明確化の中に入れていただきたいという、半ば要望みたいなことです。ただ、何年か前に、固定回線のネットワークの中立性の議論をやりまして、誰が設備増強のコストを負担すべきなのかということが世界中の大きな議論になって、ややこれに近い状況がモバイルでも姿を変えて、MNO対MVNOみたいな形で、出てくる可能性もないとも言えないと思っています。そのような可能性を考えると、接続拒否事由の中の反社会行為だけではなくて、設備状況が間に合わないほどのヘビーユーザを連れてきたときにどうするかだとか、そういった議論も少し検討事項に加えておいていただくといえますか、この中から、明確化を図るときに読み込んでいただきたいというふうに、感想として思っております。

山内主査) ありがとうございます。ただ、今の話は、先ほど舟田先生がご指摘された、54 ページの適正なリターンの確保云々のところに関係しています。今、この書き方だと、かなり総括原価的に投資原価を回収するような話にも読めるわけですね。けれども先生がおっしゃったように、今はそのような仕組みになっていないので、この書き方を少し変えたいというふうにおっしゃっていて、実は私もそう思っています。その辺はいかがですか、関口先生。

関口委員) このスマートフォン自身は、MNO自身も促進しているところですから、市場全体のビジネスモデルの変革ということとも密接に関係していますので、当然のことながら、そのようなビジネスモデルが変更するというに伴って、ダムパイプ化の問題も出てくると思います。ですから、非常に密接なつながりがあるという気がしています。

山内主査) では、特に、適正なリターン云々というのにこだわらないですか。舟田先生がおっしゃるように、これは少し書き過ぎではないかと思imasので。

舟田委員) 山内先生の専門の話ですから。

山内主査) ということで、少し相談させていただきます。

それから、先生が最初におっしゃった、「例えば」のところ。48 ページの議論のところも、相談させていただきたいと思imas。今の関口さんの話は、事務局の答弁は、そういうことも念頭には入っているということだけれども、今のところ別に明確に書く必要はないということによろしいですか。

関口委員) ただ、意外と早いタイミングでそういうことが起きている気がしています。特にローミングのところの記載なんかは、はっきりとそのことが明確になっていて、75 ページの黒ポチが終わったところの下線のあるところの2行下に、「スマートフォン等の急速な普及に伴い、周波数の逼迫が今後一層課題となるのが見込まれる中で」云々とあります。ここでローミングをそのような逼迫状況の中で頼まれても困るという書きぶりを考えると、むしろ直接的に影響が出てきそうなのは、ヘビーユーザを抱えているMVNOかなと、そんなことを感じたものですから、質問に及んだという次第です。

舟田委員) その話は私も前、別のところで話したことがあるのですがMVNOのユーザのトラフィックが急激に上がったなら、MNOとしては……。

関口委員) どちらが大事ですかというような話になりますね。

舟田委員) そうです。思い出しました。それで酒井先生に聞いたのです。MNOが自分のユーザだけまず通して、MVNOの方は通信制御するとか、いろいろな技術的な解決策があるのではないかとお聞きしましたら、やろうと思ったらできるけれども、今はなかなかできないというお話でした。

酒井主査代理) ネットワークの中立性でその議論がかなりあったのですが、例えば、自分のところは優先度を高くして、MVNOの優先度を低くするように優先度をつければ、中のパイプが混んできたときに、優先度の低いほうはどんどん捨てられますから、それはできるのですが、普通それはやらないはずで。ただ、電話とメールというようなタイプに関しては、電話の優先度を上げて、電話だけ先に通すとか、そういうことはやります。アメリカの中立性は、それも駄目だと言うのかもしれませんが、技術屋の常識で言うと、電話のようなリアルタイムのトラフィックについては優先度を

上げても仕方ないと思います。ただ、そうではなく、ファイル転送を自社のだけ優先して他社を落とすというのは、それはかなり問題だと思います。

ですから、この話は要するに、自社のトラフィックが逼迫したときに、接続に応じなくてはいけないのかという話です。これはファイバだとすると、場合によっては増設すれば済みます。ところが、無線の場合には、もう無理かもしれないですね。例えば、ドコモ、auでも、自分のところでトラフィックが逼迫したときに、他社からMVNOの要望があっても、もう無理ですと言わなくてはいけない状態が十分発生し得るので、そのときにどうするかという話だろうと思います。それは接続拒否事由に入っていましたか。

山内主査) そこは整理をした方がよいということですね。

安東課長補佐) 補足をさせていただきます。MVNO事業化ガイドラインのところで1つ例を紹介しております、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるという、32条の1号に該当し得るという例として、MNOがMVNOの接続の申し込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により、MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障をきたすおそれがあると認められる合理的な理由が存する場合ということについて、32条の1号に該当するものを整理させていただいているところでございます。

酒井主査代理) 関口先生が心配していて、あり得る懸念というのは、最初は円滑だと思っていたら、今度はMVNOのユーザがどんどんスマートフォンを使い始めて駄目になってしまった場合です。最初の拒否ではなく、後から自社のトラフィックが満杯なのでやめてくれと言えるかどうかという話は、おそらく別の話ですね。

舟田委員) ですから、接続応諾義務だけでは対処できないので、その後、MNOとMVNOの間で継続的に状況を聞き取るとか、あるいは、急激にMVNOのトラフィックが増大するおそれがあるのかどうか、情報交換や調整か何かができるようにしておかないといけないのだと思います。これは事業者間ですから、事業者間でうまくやってくれよということなのかもしれませんが、MVNOとしては、どんどん引き受けた方が得ですから、どんどん引き受けてしまうわけです。何もMNOの都合なんかは考えない。そういう問題もある。今回、それでやむを得ないのかもしれないですけども、これはぜひ検討していただきたいテーマかなと思います。

山内主査) どうぞ。

吉川委員) 84 ページに、上から3行目ぐらいにケイ・オプティコムさんの意見として、「現行の固定・移動を二分したドミナント規制の枠組みが市場環境に見合っているかどうかという観点からの検討が必要」とあります。おそらくこの意見の背景は、今のスマートフォンとかワイヤレスの伸びで、いわゆるオフロード問題というのをそろそろ検討しないといけないのではないかとということだと私は解釈していきまして、今回の報告書でということはないのですが、今、固定、ワイヤレスというふうに分けているもので大丈夫なのかどうか。オフロードは昔はFMCと言っていましたけれども、そういう昔のFMCと違う概念で、ワイヤレスとフィックスとの役割分担というのを考えて、競争政策を見直す必要がないかどうか。今回ではないですけども、近々そういう問題に直面するのだらうと思っております。

山内主査) この問題はかなり重要な問題ではあるけれども、今のところこの報告書の中ですぐに反映するということでもないということで、皆さんの御意見は一致していると思いますので、こういう議論があったということを事務局に受け取っていただいて、議事録にとどめていただいて、対応していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。時間の問題もございますので、モバイルだけに限らず、そのほかの点も含めて御意見を伺いたしたいと思います。

清原委員) マンション向け光屋内配線の開放については、今回あまり議論に出てこなかったのですが、確かに数年前から比べると、FTTH のうち光配線方式のパセンテージも上がっていて、67 ページには、「一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当」と書いていただいているのでそれで今回はいいのですが、今後、この問題はますます割合としては大きくなっていくのではないかと思っておりますので、注意深く見ていただければと思います。1 つ感想です。

山内主査) これも先ほどと同じように、確認をお願いしたいと思います。

舟田委員) 75 ページのところで、ローミングの記載があります。私は2回ほど前に、一般論としてはローミングをそう否定的にとらえるべきではないということを申し上げました。しかし、75 ページから 76 ページにありますように、義務化を行うことは適当ではなくて、当事者間の協議とするという結論は結構だと思います。特に 75 ページにありますように、周波数の逼迫が今後一層課題になるというような中では、義務化はしなくていい、これで結構だと思います。

75 ページのちょうど真ん中あたりに、2009 年の接続ルール答申の引用だと思えますけれども、「接続応諾義務についても、過疎地等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のトラフィック対策を怠っている既存MNOが、ネットワークを低廉な料金で利用して」とあります。ひどいことを想定して、それはいけませんと言っています。ローミングの料金の問題はまた別にあるのだと思いますが、こういうことをする場合、接続を拒否するのは当然だと思います。しかし、そうでない場合、MNOがそれなりに基地局整備等を行っている場合、特にモバイルでいいますと、一番最後に参入した事業者等は、まだ整備が十分ではないのではないかと思いますので、そういうことを考えますと、義務化を行うのは適当ではないけれども、事業者間の協議まではすべき場合もあるのではないかと。

ローミングの際にはどうすべきかについては、そういう事業者側の設備状況とか、あるいは、もしかしたら例の900MHz帯の割当ての問題もあって、有利な周波数を持っている者と持っていない者とかいろいろな状況があると思いますから、そういうことも含めて、事業者間でよく協議してほしいというようなことを、76ページのところに、もしかしたら書くかどうかということですね。ローミングを希望する事業者が、接続要求と同時に勝手に請求していいかという、やはり両者間のバランスといえますか、特にローミングの要求が本当にやむを得ないというようなことも、ある程度関知する余地があるのか、少し検討していただければと思います。これは主査の山内先生にお任せします。

山内主査) ありがとうございます。この件について、何か御意見ございますか。特によろしいでしょうか。それでは、時間も迫ってまいりましたので。

本日、何点かご指摘をいただきましたが、その都度申し上げて、相談させていただくところを確認いたしました。私も修正した方がいいと思うところもございますので、これにつきましては事務局と意見交換をさせていただいて、内容の修正について考えたいと思います。この修正内容につきましては、大変恐縮でございますけれども、私にご一任をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、修正をいたしまして、報告書を皆様にお送りしたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、本報告書ですけれども、電話網移行円滑化委員会の報告書とあわせて、11月1日の電気通信事業政策部会に報告いたします。その了承を得た後で、

答申(案)としてパブリックコメントに付される予定になっております。1日の部会では、本日基本的一ご了解いただきました報告書の内容につきまして、概要を、私から説明をさせていただこうと思ひます。

それでは、次回の日程等について、事務局からご説明願ひたいと思ひます。

富岡課長補佐) 次回の開催日につきましては、先ほど山内主査からお話がありましたとおり、部会後、答申(案)としてパブリックコメントに付されるということですので、パブリックコメント終了後の12月中を予定してありますが、日程が決まり次第ご連絡させていただきます。

山内主査) 次回は12月ということになりますが、皆様、参加方よろしくお願ひいたしたいと思ひます。それでは、以上で、第7回の会合を終了とさせていただきます。お忙しい中ご出席賜りまして、また熱心に御議論いただき、どうもありがとうございました。

以上